

2022年5月から1年間、弁護士法人あすか呉事務所において養成を受けることになりました岡村航帆と申します。

私の出身は松江で、大学時代は東京で過ごし、修習地は宇都宮でした。広島に住むのはこれが初めてになります。ようやくできた縁ですので、これから広島のことを知っていきたくております。

私は弁護士1年目で、まだ仕事をはじめたばかりです。これまで司法試験の勉強や司法修習の中で法律や法曹の実務について学んで参りましたが、やはり実際にやってみるとわからないことや慣れないことばかりで、不安を感じながら仕事をする日々を送っております。しかし、1年目の弁護士であろうと、依頼者にとってはベテランの弁護士と同じく役に立つ弁護士でなければなりません。また、弁護士の元に相談に来られる方々は、一層不安を抱えられていることと思います。弁護士として皆様の不安を少しでも解消できるよう、まずは一刻も早く弁護士として人並みの仕事ができるように精進して参ります。何卒よろしくお願ひ致します。



イベント情報

● なんでも電話相談会

弁護士、司法書士、公認心理師、社会保険労務士、社会福祉士、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカーなど各分野の専門家による無料電話相談会

広島弁護士会・反貧困ネットワーク広島・法テラス広島との共催

相談会当日の電話番号

☎ 090-4890-1579

(折り返しお電話します)

※専門家の対応は、当日のみとなります。開催日にご注意ください。

日 時 / 2022年9月6日(火)	午前10時～午後4時
(広島弁護士会主催)	
2022年12月6日(火)	午前10時～午後4時
(反貧困ネットワーク広島主催)	
2023年3月22日(水)	午前10時～午後4時
(広島弁護士会主催)	
問合せ / 反貧困ネットワーク広島	082-545-7709
法テラス広島	0503383-5485

日本司法支援センター

法テラス

法テラス広島 検索

日本司法支援センター広島地方事務所
TEL/0570-078352(ナビダイヤル)
0503383-5485(IP電話)

所在地/〒730-0013

広島市中区八丁堀2-31

広島鴻池ビル1階

業務時間/9:00~17:00

(情報提供業務は16:00迄)

(土・日・祝日・年末年始は除く)

HP: <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/index.html>

スマートフォンのQRリーダーで下記のQRコードを読み取ってもアクセス可能です。



News Letter

2022年7月発行

Contents

1. 「個別ケース会議」に弁護士を派遣します
2. 18歳から成年に!
3. 支援者相談ダイヤル
4. 副所長就任あいさつ
5. スタッフ弁護士着任あいさつ
6. 告知・イベント

1

「個別ケース会議」に弁護士を派遣します

今年もやっています!

2021年4月1日より、広島県の行政機関、福祉機関などが実施する「個別ケース会議」に法テラスから弁護士を無料で派遣する制度が始まっています。全国7か所の法テラスで実施、中国地方では広島県のみが対象です。申込期限は2024年2月26日までですので、この機会にどんどん活用してください。

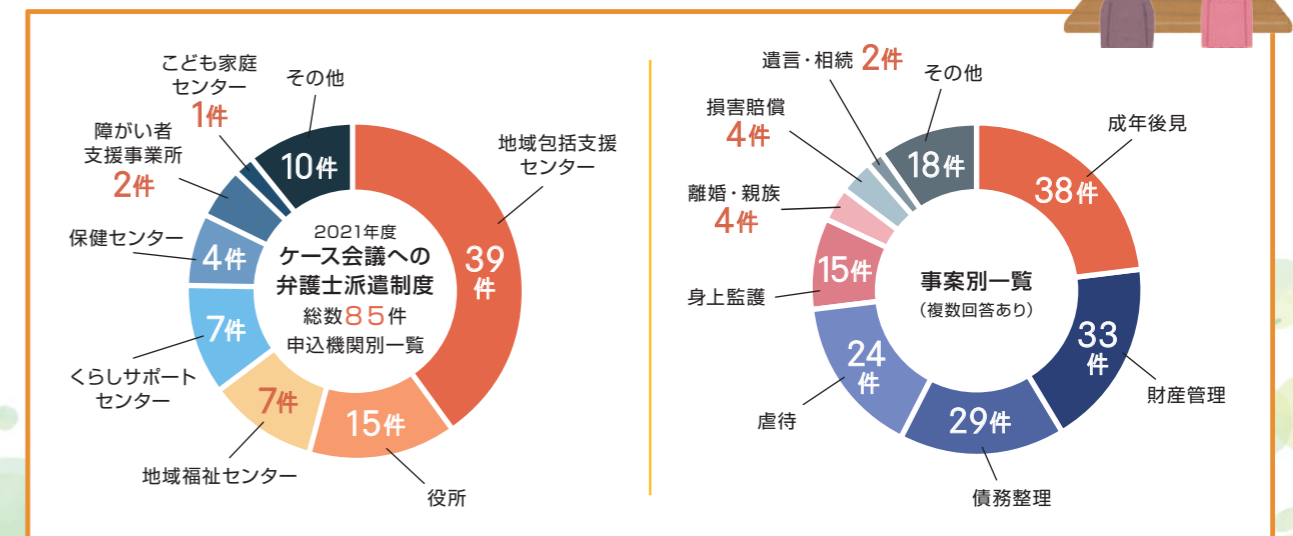
2021年度は、のべ85件の利用がありました。詳細は以下グラフのとおりです。

よく利用いただいている関係機関の方からは、

- ・法的アドバイスをいただけて、とても役立ちました。
- ・複雑な環境の方の事案が整理できました。
- ・支援者が同時に弁護士の話を聞くことで、支援者同士が方向性を共有できました。といった声も寄せられています。

申込みは、電話又はFAXで、法テラス広島までお願いします。

法テラス広島の電話番号及びホームページアドレスは巻末をご参照ください。



2 18歳から成年に!

2022年4月から、民法で定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
18歳から、親の同意がなくても契約ができるようになります。

例えば、クレジットカードを作ったり、ローンを組んだり、携帯電話を契約したりできるようになります。

もうだいぶ前のことになりますが、私がキャッチセールスに引っ掛かり50万円の化粧品を売りつけられた出来事をご紹介します。

20歳の誕生日を過ぎて数日経った頃、東京のショッピング通りを歩いていました。「アンケートに答えた方には石鹸をプレゼントします」と声をかけられます。

19歳のときもあったはずのアンケート。19歳のときはそこで石鹸をもらって終わりです。でも、20歳になったらルートが変わりました。

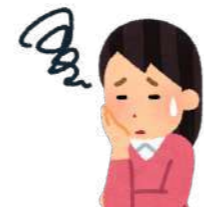
「石鹸は店舗の中にあるのでついてきてください」と言われ、お店の中に入ります。お店の中では、販売員のお姉さんといろんな話をします。「肌綺麗だね」などと褒められ、「出身地が一緒だね」と言われて、つい心が緩んでしまいます。あれよあれよと、契約書にサインさせられ、50万円の化粧品を、ローンを組んで購入してしまいました。

20歳の誕生日を迎えた途端、キャッチセールスに遭いました。

後から思うと、アンケートで生年月日をチェックして、ターゲットを絞っていたのだと思います。知識や社会経験の乏しい、20歳になりたての人を狙っていたのかもしれない。少し前に大学生だった職員に聞いたら、初回無料の脱毛サロンに行ったら高額の契約をさせられたとか、ビットコインなどの投資の話を持ち掛けられて学生ローンを組まされそうになったといった話もありました。友達から勧誘されて友達を紹介するとお金がもらえるという、ねずみ講という仕組みも未だにあるようです。世の中にはちょっとしたところに落とし穴が待っています。

自分の意思に反する契約をしてしまったときは、すぐに消費生活センターや法テラスにご相談ください。ちなみに、50万円の化粧品は、クーリングオフで取り消すことができました。自分を守る知識を身に付けることも大切です。**身近なトラブルへの対処方法について、講演を希望される方も法テラス広島にご連絡ください。**

スタッフ弁護士 工藤 舞子



3 支援者相談ダイヤル

～福祉関係者の方へ お悩み解決のお手伝いをいたします～

行政機関の職員、福祉施設の支援員、病院関係者などが、ご自身が支援している方の法的問題に直面したときに、「予約不要で」「気軽に」「電話で」「弁護士から」情報提供を受けられる電話相談ダイヤルです。

支援者相談ダイヤル

082-224-0024

(平日9:30～17:00)



*支援者の方(福祉関係者等)が対象です。ご相談者本人からのお電話はお受けしていません。

4 副所長就任あいさつ

〈一久保 直也 弁護士〉

このたび、法テラス広島の副所長に就任しました一久保直也です。

広島市南区仁保で育ち、広島市中区の舟入高校を卒業しました。大学の間は広島を離れていましたが、司法試験受験後に広島に戻り、今も広島市中区八丁堀に事務所を構えています。趣味はスポーツを見ることや、お酒を飲むことです。ここ2年は新型コロナウイルスの関係で大会が開催されないため参加できていませんが、トライアスロンにもこれまで10回以上は出ています。宮島から対岸の廿日市まで泳いで渡ることもできます。



広島で弁護士として働き始めて様々な境遇の人からの依頼を受ける中で、法テラスという制度が存在することで相談者が専門家に依頼し、抱えていた問題を解決できたという場面をこれまで数多く見る事ができました。私の生業でもある「司法」という分野は、得てして「敷居が高い」と思われがちです。そのような経験を重ねることで、法テラスという存在が、「司法」という紛争解決のインフラとも言える制度へのアクセスを円滑にする重要な制度であると感じることができました。この度、市民の紛争解決手続きへのアクセスを確保する重要な組織の副所長という役職を私が拝命することとなり、身が引き締まる思いです。

私も普段は弁護士として業務をしていますので、相談者に対して法テラスを紹介して自分の業務活動の中で利用する立場でもあります。法テラスが利用する相談者にとっても、業務活動で利用する弁護士にとっても、使い易い制度になることが、司法サービスの充実に繋がると思っていますので、そのような視点から法テラスの運営に携わっていければと思っています。今後とも宜しくお願い致します。

〈濱野 真樹 司法書士〉

司法書士の濱野と申します。

令和4年4月から、法テラス広島副所長に就任いたしました。

もともと、開設当初から、法テラス広島の情報提供専門職員を勤めておりましたが、副所長に就任することになり、長年勤めていた情報提供専門職員を、後輩司法書士に任せることになりました。

毎週金曜日を司法書士が担当し、毎月2～3回情報提供専門職員として、朝9時には、法テラス広島に来所しておりましたが、事務所が江田島市にあり、7時頃の高速艇に乗り、宇品港から電車で通っておりました。担当日には、朝早く起きて、通っておりましたので、かなりハードでした。

開設当初から現在まで、情報提供専門職員もメンバーが変わってきており、特に司法書士は、最初は、4名で午前午後1名ずつのローテーションで行っていましたが、それから、6名でのローテーションの時期もありましたが、その後、3名となり、今年の4月からは、4名になりました。

開設当初に比べても情報提供業務はかなり変わってきたように思います。そして、今後どのように変わっていくかわからない面もあり、担当していただいている司法書士には、不安な面もあろうかと思えます。情報提供業務がどのようになればよいかを考えると、1番には、利用者にとってより良いものにしていくことが必要ですが、利用者が本当に何を望んでいるか、関係者の意見を聞きながら、進めていかなければならない時なのかもしれません。相談内容も過去には借金問題が大半でしたが、最近は、相続や離婚問題など多岐にわたってきているようで、情報提供業務も悩みを抱えた利用者にとどのようにコミュニケーションをとっていくか大変な面もあるように思います。

かつて行われていた情報提供専門職員の研修も可能であれば実施し、新たな法制度の知識習得、相談のスキルアップも考えていければと思います。

